

安芸市浄化槽設置・管理・検査要領

第1（目的）

この要領は、安芸市浄化槽指導要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により、浄化槽の設置、管理及び検査について必要な事項を定めるものとする。

第2（処理対象人員の算定）

処理対象人員の算定は、昭和44年建設省告示第3184号の規定に基づく日本工業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302：2000）」（別表第1）に定めるところによるものとする。

第3（流入汚水量と水質）

流入汚水の水量及び水質は、財団法人日本建築センター編「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準表」（別表第2）によること。

なお、病院、学校、試験・研究所等の消毒・殺菌薬、有害排水等浄化機能に障害を及ぼす排水の処理は、別途行わなければならない。

第4（放流水質）

浄化槽からの放流水の水質は、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号、以下「省令」という。）第1条の2に規定する技術上の基準によらなければならない。ただし、地域の要請等により基準を上乗せしている場合はそれによるものとする。

第5（構造）

浄化槽の構造は、昭和55年建設省告示第1292号（最終改正平成18年1月17日国土交通省告示第154号）の第1及び第6から第12による構造方法を用いたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。

第6（設置基数）

浄化槽の設置は、原則として、同一敷地内に1基とする。また、共同住宅、学校と寄宿舎、工場と社宅等、用途上可分の関係にある2以上の建築物において、排水を効率的かつ効果的に処理するために設置される浄化槽であって、施設管理者が同一であり、浄化槽の維持管理が適正に行われると認められる場合は、集合処理とすることができる。

第7（設置場所）

設置場所については、次に掲げる事項に適合するように努め、適正な維持管理が保持されるようにしなければならない。

- (1) 処理方式及び規模に応じた十分な敷地があること。
- (2) 維持管理に支障のない場所であること。又、維持管理に支障のない対策がなされている場合を除き、浄化槽の上部に他の建築物及び構造物の設置を認めないこと。
- (3) ブロアー、モーター等の騒音及び排気による臭気で近隣に迷惑を及ぼさない場所であること。
- (4) 雨水等による冠水のない場所とすること。
- (5) 飲料水の取水に影響を与えることのない場所であること。
- (6) 近くに、放流に適する排水路、河川等があること。
- (7) 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により公示された区域内でないこと。

第8（放流先）

放流先については、次に掲げる事項を遵守することにより、環境の保全に配慮するものとする。

- (1) 放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、浄化槽の放流水が停滞することなく流れる排水路又は河川等であること。
- (2) 放流先については、市（所管する担当課）の指導を受けること。

- (3) 放流先が、管理者の存する用水路、私設水路、道路側溝等の場合は、当該管理者の了解を得ること。
- (4) 付近に適当な放流先がない場合は、浄化槽を設置しないこと。ただし、放流水を別に定める安芸市浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準に適合する方法により処理する場合であつて、当該処理方法等が生活環境の保全及び公衆衛生上支障のないときは、この限りでない。
- (5) 下水道への接続が可能になった場合は、速やかに下水道法第10条の規定に基づき、遅滞なく下水道に接続すること。

第9 (保守点検及び清掃)

- (1) 浄化槽の保守点検は、省令第2条に規定する技術上の基準に従い、省令第5条第1項の規定により最初の保守点検を使用開始の直前に行い、浄化槽の処理対象人員及び処理方式に応じ省令第6条に規定する期間ごとに1回以上行わなければならない。
- (2) 浄化槽の清掃は、省令第3条に規定する技術上の基準に従い、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）法第10条第1項の規定により毎年1回以上行わなければならない。ただし、全ばっ気方式の浄化槽については、省令第7条の規定により概ね6月ごとに1回以上行わなければならない。
なお、清掃の時期は、保守点検の結果により判断するものとする。
- (3) 浄化槽管理者は、保守点検及び清掃の際は、委託した業者の作業に立ち会い、その結果について報告を受けるものとする。

第10 (水質に関する検査)

- (1) 浄化槽管理者は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）法第7条及び第11条の規定による法定検査を、法第57条の規定に基づき指定された指定検査機関（以下、「指定検査機関」という。）に法定検査申込書（別記標準様式に基づき指定検査機関が定める様式）により、依頼して受けなければならない。
- (2) 処理対象人員501人以上の浄化槽の管理者は、技術管理者に運転状況及び機能の点検を実施させるとともに、1による検査以外に年3回以上の水質検査（PH、BOD、SS、大腸菌群数）を実施しなければならない。

第11 (指定検査機関における取扱)

- (1) 指定検査機関は、法第7条第2項、厚生省通達（平成7年6月20日付け衛浄第33号及び平成7年6月20日付け衛浄第34号）及びこの要領の規定に基づき、検査を実施し、結果を判定し、検査票を作成して、浄化槽管理者及び市長あて（当該浄化槽が補助金を受けたものにあつては、所管する担当課あてにも）通知するものとする。
- (2) 使用開始年月については、浄化槽設置者との検査実施打合せ時に聞き取り確認をし、法第7条検査実施時期を決定するとともに、検査票に記入するものとする。
- (3) 浄化槽の使用方法に問題がある可能性の考えられる場合は、使用方法について使用者に聞き取り調査を行い、主要参考事項を所見欄に記入するものとする。

第12 (法第7条検査結果に基づく措置)

- (1) 法第7条の設置後検査において「不適正」の判定を受けた時は、当該浄化槽の製造販売業者及び工事業者は、その責任に応じ、指定検査機関及び市の指導を受けて改善を行うとともに、別記参考様式に準じた報告書を浄化槽設置者及び市長あて（当該浄化槽が補助金を受けたものにあつては、所管する担当課あてにも）提出するものとする。
- (2) 前項の改善の結果を判断するため、当該浄化槽の製造販売業者及び工事業者は、指定検査機関に依頼して、法第7条の設置後検査から概ね6月以内に「不適正」となった原因項目についての検査を受けなければならない。
この検査について、指定検査機関は、第11の(1)の規定に準じて取り扱うものとする。

- (3) 前項の再検査においても「不適正」となった場合等浄化槽の機能・性能が確保できない場合であって、浄化槽管理者・使用者側に責任のないときは、民法上の契約責任に沿って、要綱第7条の「かし」として、措置しなければならない。

措置後の取扱いは、(1)及び(2)に準じるものとする。

- (4) 法定検査結果が「概ね適正(要調査)」であった場合は、必要に応じ、高知県浄化槽連絡協議会でその取扱い及び事後措置を検討するものとする。
- (5) 法定検査結果が「概ね適正」であった場合は、指定検査機関が一部改善を指導するものとする。
- (6) 浄化槽の使用方法に問題があった場合は、指定検査機関が使用者等に指導を行うものとする。

第13(法11条検査結果に基づく措置)

- (1) 法第11条の定期検査において「不適正」の判定を受けた時は、浄化槽管理者等は、指定検査機関の指示を受け、速やかに改善しなければならない。
- (2) 市長は、前項の改善に係る指導・確認を行うものとする。
- (3) 浄化槽の使用方法に問題があった場合は、指定検査機関が使用者等に指導を行うものとする。

第14(記録の作成)

浄化槽管理者は、省令第5条の規定に基づき保守点検、清掃の記録を作成し、3年間保存しなければならない。ただし、保守点検、清掃を委託した場合には、当該委託を受けた者が記録を2部作成し、1部を浄化槽管理者に交付し、1部を自ら3年間保存しなければならない。

なお、当該浄化槽が補助金を受けたものにあつては、管理者又は委託を受けた者は、補助関係を所管する担当課に対しても、1部提出しなければならない。

第15(提出書類の保管)

浄化槽設置者若しくは管理者は、安芸市浄化槽事務取扱要領により建築主事又は市長に提出した書類の副本の1部を保管し、市職員の立ち入り検査の際には、求めに応じ提示しなければならない。

第16(小型合併処理浄化槽に係る施工及び保守点検)

小型合併処理浄化槽の施工又は保守点検に係る業務は、次の(1)又は(2)に該当する浄化槽設備士又は浄化槽管理士でなければ実施してはならない。

- (1) 平成元年10月30日付け厚生省・建設省告示第1号で指定した小規模浄化槽施工技術特別講習会を修了した者又は昭和63年度以降に法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽設備士
- (2) 平成元年10月30日付け厚生省告示第191号で指定した小型合併処理浄化槽維持管理技術特別講習会を修了した者又は昭和63年度以降に法第45条第1項各号に該当することとなった浄化槽管理士

附 則 (平成21年5月29日改正)

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

(参考) 法定検査に係る運用フロー図 (第1 2 関係)

